

個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金 よくある質問

○補助金全般について

Q. 先着順の取扱いについて教えてください。

A. 受付日が同日であるものは、受付時刻に関わらず、同着として扱います。

郵送の場合は、白浜町役場に到着した日を受付日とし、土日祝日に郵送で到着した場合は、翌開庁日を受付日とします。

なお、申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

Q. 複数の事業者から見積りをとる際、見積りはすべて県が実施する説明会を受講した事業者からとる必要がありますか。

A. 見積りはすべて県が実施する説明会を受講した事業者 **2社** からとってください。

申請者と契約を行う事業者が説明会を受講する必要がありますが、下請け等の設置業者は説明会を受講する必要はありません。

和歌山県の HP で受講者リストを随時更新しています。

(URL)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyoukouhojyo_setsumeikai.html

Q. 補助金の申請は契約後でも問題ないですか。

A. 白浜町が県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日以降に当該補助事業に係る契約を締結した場合で、白浜町からの申請者に補助金交付決定をした日以降に工事に着工する場合は問題ありません。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い等についても契約とみなします。

Q. 補助金の申請者と契約者及び支払者が異なりますが問題ないですか。

A. 補助金の申請者と契約者及び支払者は同一であることが必要です。

Q. 国の補助金等との併用はできますか。

A. 本補助金は国費を充当しているため、同一の補助対象設備に対して、国費を充当した他の補助金等との併用はできません。

Q. 店舗（事務所）兼住宅に補助対象設備を設置する場合、本個人向け補助金に申請をすることはできますか。

A. 事業者向けの補助金（和歌山県で実施）に申請してください。

Q. 何をもって事業の完了となりますか。

A. 設備の引き渡し、設置事業者への支払い、建物登記（新築等の場合）、住民票の異動（新築等の場合）の全ての完了をもって、事業の完了となります。また、系統連系を行う場合は、原則として系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。

なお、電力会社に系統連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q. これから住宅を新築する予定ですが、申請できますか。

A. 申請可能です。ただし、新築の場合であっても、期日までに事業を完了させ、**12月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに実績報告**を行っていただく必要があります。

Q. 売電はできますか。

A. **本補助金を活用する場合、FIT・FIP制度の認定を取得し売電することはできません。**

FIT・FIP制度の認定を受けずに売電することは可能ですが、**太陽光発電設備で発電した電力量の一定の割合（30%以上）を自家消費することが必要です。**

FIT制度（固定価格買取制度）

・発電した電気を、電力会社が一定期間（10～20年）、国が定める固定価格で買い取ることを保証する制度。

FIP制度（市場連動型制度）

・電気の市場価格に応じて、一定のプレミアム（補助額）を上乗せして交付する制度。

Q. 太陽光発電設備の要件である自家消費率（30%以上）を達成できなかった場合、どうなりますか。

A. 達成できない場合は、補助金を返還していただく場合がありますので自家消費見込を踏まえた規模にする等、**過度な設置は控えてください。**

なお、発電量、自家消費量及び売電量の実績について、報告を求める場合がありますので、実績については必ず記録するとともに、モニター画面等を撮影した写真やWEBサイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

Q. 補助金交付決定後の補助金の増額は出来ますか。

A. いかなる場合であっても補助金の増額は認めないものとします。

Q. ローンやクレジットによる支払いは補助対象となりますか。

A. 原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要です。

Q. Jクレジット制度への登録は出来ますか。

A. 法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録は出来ません

Jクレジット

・省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や適切な森林管理による吸収量を国がクレジット（取引可能な証書）として認証する日本の制度。

○補助対象設備について

Q. 太陽光発電設備又は蓄電池のみを設置する場合、補助対象となりますか。

A. 太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となりますので、補助対象外となります。

Q. 住宅の屋根以外（カーポートや物置等）に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となりますか。

A. 対象住宅の敷地内であればカーポートや物置等の屋根への設置も対象とします。ただし、発電した電力は住宅部分で消費することが必要です。また、対象住宅の敷地内とは原則、①②を満たすものとします。

なお、敷地内であることが分かる書類（公図や土地の登記事項証明書）を追加でご提出ください。

①登記事項証明書（土地）の地目が「宅地」であること。

②対象住宅と一体的に利用される連続する土地であること。

※設置場所と発電した電力を使用する住宅の間に、公道や畑等が含まれて分断されている場合は、敷地内とみなしません。

Q. 交付決定を受ける前に系統連系の申込みを行ってもよいですか。

A. 契約を前提とした系統連系の申込みであれば交付決定を受ける前の事業着手とみなしますので補助対象外となります。補助金の手続きの流れについては、申請の手引きをご確認ください。

Q. 系統連系申請費用は補助対象となりますか。

A. 系統連系申請費用は補助対象外となります。

Q. 補助金の申請者と発電者（電力需給契約者）が異なりますが問題ないですか。

A. 補助金の申請者と発電者（電力需給契約者）は同一であることが必要です。

Q. 可搬式（ポータブル）の蓄電池は補助対象となりますか。

A. 可搬式（ポータブル）の蓄電池は補助対象外となります。

Q. 太陽光発電設備のリプレイス（入替え）に伴う撤去費用は補助対象となりますか。

A. 撤去費用（既存の設備を取り外し・処分費用等）については補助対象となりますが、**要綱記載のリプレイスの条件を満たす必要があります。**

既存設備の撤去費用を申請者自らが負担し、交付対象経費に含めない場合は、リプレイスの条件を満たす必要はありません。

要綱記載のリプレイスの条件（抜粋）

温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、(1)～(4)を満たすこと。

(1) リプレイス後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること。

(2) 既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること。

(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT制度)の認定（同制度の買取期間終了後を含む）を受けている場所でないこと。

(4) 架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。

※既存太陽光パネル撤去後の写真の提出が必要になります。